

## 登別市福祉ベル貸与要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし老人世帯等にベルを設置することによりひとり暮らし老人の事故を未然に防止するとともに、安否の確認や不安の解消を図ることを目的とする。

### (要件)

第2条 福祉ベルの貸与を受けられる者は、本市に居住し、住民基本台帳（昭和42年法律第81号）による届出をしている者で、概ね65歳以上の老人等（原則として所得税非課税世帯の者）とする。

### (申請)

第3条 福祉ベルの貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉ベル貸与申請書（様式第1号）により申請しなければならない。

### (貸与)

第4条 市長は、前条に定める申請があつた場合は、その状況等を福祉ベル貸与調査書（様式第2号）により調査し、貸与が適当と認められた申請者に対しては、福祉ベル貸与決定書（様式第3号）により、不適当と認められた申請書に対しては、福祉ベル貸与却下通知書（様式第4号）により通知するものとする。

### (返還)

第5条 福祉ベルの貸与を受けた者が第2条に規定する要件が欠けたとき、又は福祉ベルの貸与の必要がなくなつたときは、福祉ベル返還通知書（様式第5号）により返還させるものとする。ただし、市長が特別な事情の状況と認めたときはその限りでない。

### (経費)

第6条 福祉ベルの設置に要する経費は市が負担する。

2 前項以外の経費は貸与を受けた者が負担する。

### (台帳)

第7条 福祉ベルの貸与に関し、福祉ベル貸与台帳（様式6号）を備えなければならない。

### 附 則（昭和59年訓令第8号）

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

福祉ベル貸与申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印

次により福祉ベルの貸与を受けたいので申請します。

貸与を必要とする者

住 所

氏 名

貸与を必要とする理由

地域民生委員の意見

住 所

氏 名

印



福祉ベル貸与決定書

年 月 日

申請者 様

登別市長 印

年 月 日付申請のあった福祉ベルについては、次の条件を附して貸与する。

記

- 1 貸与期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、貸与要件が継続するときは更に1年間その期間を延長させるものとし、その後も同様とする。
- 2 貸与された福祉ベルを誠実な管理者として十分な注意をもつて維持管理すること。
- 3 福祉ベルを他の者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。
- 4 福祉ベルの設置位置を変更するときは、あらかじめ市の同意を得ること。
- 5 福祉ベルの設置に要する経費は、市が負担するが、他の経費は貸与者の負担とする。
- 6 次の事項の一に該当するときは福祉ベルを返還させる。この場合貸与者に損失が生じても、市はその損失を賠償しない。
  - (1) 登別市に居住しなくなつたとき、又は社会福祉施設に入所したとき。
  - (2) 登別市福祉ベル貸与要綱第2条の要件が欠けたとき。
  - (3) その他福祉ベルの貸与の必要がなくなつたとき。
- 7 貸与者は、その責に帰すべき理由により福祉電話の一部又は全部をき損又は滅失したときは、ただちにその旨を届出し、その損害を賠償しなければならない。
- 8 この条件に関し疑義のあるとき、その他福祉ベルの貸与に関し疑義が生じたときは、すべて市長の決定するところによるものとする。

様式第4号（第4条関係）

福祉ベル貸与却下通知書

登 第 号

年 月 日

様

登別市長

印

年 月 日付で申請のあつた福祉ベルの貸与について次の理由により不相当と認め却下したので通知します。

却下理由

様式第5号（第5条関係）

福祉ベル貸与却下通知書

登 第 号

年 月 日

様

登別市長

印

年 月 日付で申請のあつた福祉ベルの貸与について次の理由により不相当と認め却下したので通知します。

却下理由

